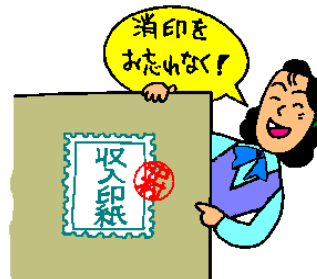


# 契約書や領収書と 印紙税



平成21年4月

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」など、次のページの「印紙税額一覧表」に掲げる文書に対して課される税金です。印紙税は、これらの文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書にはり付け、これに消印して納付します。

例えば、「不動産売買契約書（第1号文書）」、「工事請負契約書（第2号文書）」、「売上代金の領収書（第17号の1文書）」などは、その文書に記載されている金額に応じて、納める印紙税額が異なりますから、お間違いのないようご注意ください。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）でお尋ねください。

なお、課税文書に当たるかどうかをお尋ねのときは、その文書をご持参ください。

※ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。また、タックスアンサーでは、音声・ファクシミリ・インターネット・携帯電話（文字情報）により、税に関する簡易で定型的な解説を提供しています。

【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

【国税庁ホームページ タックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>】

## 「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置が延長されています。

### 《主な改正事項》

不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件に該当するものの印紙税を軽減する措置が平成23年3月31日まで延長されました（第1号の1文書及び第2号文書関係）。

収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。

※ このリーフレットは、平成21年4月1日現在適用されている法令に基づいています。

国 税 庁



この社会あなたの税がいきている

# 印 紙 税 額

平成 21 年 4 月現在

番号	文 書 の 種 類	印紙税額（1 通又は 1 冊につき）	主な非課税文書
1	<b>1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</b> (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証書など <b>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</b> (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など <b>3 消費貸借に関する契約書</b> (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など <b>4 運送に関する契約書</b> (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 10 万円を超え 50 万円以下 " 400 円 50 万円を超え 100 万円以下 " 1 千円 100 万円を超え 500 万円以下 " 2 千円 500 万円を超え 1 千万円以下 " 1 万円 1 千万円を超え 5 千万円以下 " 2 万円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 6 万円 1 億円を超え 5 億円以下 " 10 万円 5 億円を超え 10 億円以下 " 20 万円 10 億円を超え 50 億円以下 " 40 万円 50 億円を超えるもの 60 万円  契約金額の記載のないもの 200 円	記載された契約金額が 1 万円未満のもの
	上記の 1 に該当する契約書のうち、「不動産の譲渡に関する契約書」で、記載された契約金額が 1 千万円を超え、かつ、平成 9 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。	記載された契約金額が 1 千万円を超え 5 千万円以下のもの 1 万 5 千円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 4 万 5 千円 1 億円を超え 5 億円以下 " 8 万円 5 億円を超え 10 億円以下 " 18 万円 10 億円を超え 50 億円以下 " 36 万円 50 億円を超えるもの 54 万円	
2	<b>請負に関する契約書</b> (注) 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円 100 万円を超え 200 万円以下 " 400 円 200 万円を超え 300 万円以下 " 1 千円 300 万円を超え 500 万円以下 " 2 千円 500 万円を超え 1 千万円以下 " 1 万円 1 千万円を超え 5 千万円以下 " 2 万円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 6 万円 1 億円を超え 5 億円以下 " 10 万円 5 億円を超え 10 億円以下 " 20 万円 10 億円を超え 50 億円以下 " 40 万円 50 億円を超えるもの 60 万円  契約金額の記載のないもの 200 円	記載された契約金額が 1 万円未満のもの
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、記載された契約金額が 1 千万円を超え、かつ、平成 9 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。	記載された契約金額が 1 千万円を超え 5 千万円以下のもの 1 万 5 千円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 4 万 5 千円 1 億円を超え 5 億円以下 " 8 万円 5 億円を超え 10 億円以下 " 18 万円 10 億円を超え 50 億円以下 " 36 万円 50 億円を超えるもの 54 万円	
3	<b>約束手形、為替手形</b> (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10 万円以上 100 万円以下のもの 200 円 100 万円を超え 200 万円以下 " 400 円 200 万円を超え 300 万円以下 " 600 円 300 万円を超え 500 万円以下 " 1 千円 500 万円を超え 1 千万円以下 " 2 千円 1 千万円を超え 2 千万円以下 " 4 千円 2 千万円を超え 3 千万円以下 " 6 千円 3 千万円を超え 5 千万円以下 " 1 万円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 2 万円 1 億円を超え 2 億円以下 " 4 万円 2 億円を超え 3 億円以下 " 6 万円 3 億円を超え 5 億円以下 " 10 万円 5 億円を超え 10 億円以下 " 15 万円 10 億円を超えるもの 20 万円	1 記載された手形金額が 10 万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
	①一覽払のもの、②金融機関相互間のもの、 ③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200 円	
4	<b>株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券</b> (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとする。	記載された券面金額が 500 万円以下のもの 200 円 500 万円を超え 1 千万円以下のもの 1 千円 1 千万円を超え 5 千万円以下 " 2 千円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 1 万円 1 億円を超えるもの 2 万円  (注) 株券、投資証券については、1 株（1 口）当たりの払込金額に株数（口数）を掛けた金額を券面金額とします。	1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券

# 一 覧 表

〔10万円以下又は10万円以上……10万円は含まれます。〕  
〔10万円を超え又は10万円未満……10万円は含まれません。〕

番号	文 書 の 種 類	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4万円	
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券 (注) 1 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。 2 倉庫証券には農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券は含みません。	200円	船荷証券の謄本
10	保険証券	200円	
11	信用状	200円	
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証二関スル法律に定める身元保証に関する契約書
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を設定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が3万円未満のもの 2 営業に關しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書
	2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	1通につき 200円 受取金額の記載のないもの 200円	
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに 400円	
20	判取帳	1年ごとに 4千円	

## 契約書とは

「不動産の譲渡に関する契約書」、「消費貸借に関する契約書」、「請負に関する契約書」などの「契約書」とは、契約の当事者が、契約の成立があったことを明らかにするために作成する文書（請書など、契約の一方の当事者だけが作成するものも含まれます。）をいいます。

また、すでに成立している契約の内容を変更したり、新たな内容を追加したことを明らかにするために作成する文書や、本契約を結ぶ前にあらかじめ作成する予約の契約書も含まれます。

## 消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合等の契約書、領収書

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収書」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

（例）請負契約書において、

- ① 請負金額 1,050万円 税抜価格 1,000万円 消費税額等50万円 と記載したもの
- ② 請負金額 1,050万円 うち消費税額等50万円 と記載したもの
- ③ 請負金額 1,000万円 消費税額等50万円 計 1,050万円 と記載したもの
- ④ 請負金額 1,050万円 税抜価格 1,000万円 と記載したもの

⇒上記①～④は第2号文書に該当し、記載金額 1,000万円、印紙税額は1万円となります。

## 印紙税を誤って納めたときは

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙をはってしまったたり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書にはって印紙税を納付した場合には、その文書を過誤納となったそのままの状態ですべての所轄税務署に持参し、一定の手続をとることによって、印紙税の還付を受けることができます。

なお、収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これらの納付のために誤って収入印紙をはった場合などは、印紙税の還付の対象になりません。

## 印紙税を納めなかったときは

印紙税のかかる文書の作成者が、印紙税を納めなかったときは、たとえ印紙税がかかることを知らなかったり、収入印紙をはり忘れた場合であっても、納めなかった印紙税の額の3倍（収入印紙をはっていないことを自主的に申し出たときは1.1倍）の過怠税が課税されます。

また、文書にはり付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課税されます。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入されませんので、ご注意ください。

## 収入印紙の交換について

未使用の収入印紙は、最寄りの郵便局で他の額面の収入印紙と交換することができます。

なお、交換の際には、郵便局に提出する収入印紙1枚につき5円の手数料がかかります。

※収入印紙を現金に交換することはできません。